

平成30年筑北村教育委員会告示第1号

筑北村学力検定受検料助成事業実施要綱をここに公布する。

平成30年2月27日

筑北村教育委員会  
教育長

筑北村学力検定受検料助成事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、学力検定の受検を促進し、もって児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図るため、学力検定の受検料を助成することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年10月11日筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第4章小学校・第5章中学校・第6章高等学校に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 学力検定とは公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定、公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定その他これらに類する検定として村長が認めるものをいう。

(助成金の交付対象者)

**第3条** 助成金の交付対象者は、筑北村立小学校若しくは筑北村立中学校に在籍する児童生徒の保護者又は村内に住所を有し学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による区域外就学等の届出をした児童生徒の保護者及び、村内に住所を有する私立・県立・国立の小中学校及び高等学校の児童生徒の保護者とする。

(助成対象経費及び助成金額)

**第4条** 助成金の交付対象となる経費は学力検定の受検料とし、助成金の額は受検料から1,000円を控除した額とする。

2 助成金の交付は、児童生徒1人当たり1年度につき1回とする。

(助成金の交付の申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、筑北村学力検定受検料助成金交付申請書兼結果報告書（（第1号様式）以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 受検料の支払を証する書類の写し
- (2) 学力検定の結果を証する書類の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、学力検定の結果を証する書類を受理した日から30日以内とする。  
(決定通知)

**第6条** 村長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式)を通知するものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### **附 則**

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

1号様式（第5条関係）

筑北村学力検定受検料助成金交付申請書兼結果報告書

年 月 日

筑北村長様

住所  
申請者（保護者）氏名 印  
電話番号

1 学力検定の概要

受検者	学校名		学年	
	児童生徒氏名			
学力検定の名称				
受検級				
受検料（A）	円			
自己負担額（B）	1,000円			
助成金の額（A-B）	円			
受検期日	年 月 日			
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受検料の支払を証する書類の写し</li> <li>・学力検定の結果を証する書類の写し</li> <li>・その他村長が必要と認める書類</li> </ul>			

2 助成金振込口座

金融機関名	銀 行 金 庫 信 用 組 合 農 協	支店名	本店・支店 本所・支所 出張所
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 口座名義人は、申請者本人としてください。

第2号様式（第6条関係）

筑教第 号  
年 月 日

様

筑北村長 太田守彦 ⑩

## 助成金交付・不交付決定通知書

つぎのとおり、 年 月 日付けで申請のあった筑北村学力検定受検料助成金  
について交付・不交付することに決定しましたので通知します。

記

1 助成金額（受検料－自己負担額 1,000 円） 金 \_\_\_\_\_ 円

2 不交付となった理由